

役員報酬の法的規律と開示

2011年3月8日
弁護士 蜂須 優二

目次

第1、役員報酬の法的規律

- 1、基本概念
- 2、役員報酬の決定方法（会社法 361 条）
- 3、各類型ごとの規律
- 4、違法支給の法的効果
- 5、減額・不支給の可否
- 6、委員会設置会社の場合

第2、役員報酬の開示

- 1、会社法
- 2、金融商品取引法

第3、その他（平成23年役員退職所得の課税改正）

第1、役員報酬の法的規律

1、基本概念

1) 役員報酬とは

(1) 会社と役員との間の委任契約の内容として定められる職務執行の対価（会社法 330 条、民法 648 条～）。

取締役任用契約（委任契約）

(2) 「役員」とは

① 「役員」（会社法 329 条 1 項）

取締役、監査役、会計参与

② 「役員等」（会社法 423 条）

役員＋執行役、会計監査人を含む

③ 「会社役員」（会社法施行規則 2 条 3 項 4 号）

取締役、監査役、会計参与、執行役

④ 会社法施行規則 121 条 1 号

(3) 「報酬等」（会社法 361 条 1 項、387 条）

「報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」をいう。

例：月額報酬

賞与

ストック・オプション

退職慰労金（死亡退職金・弔慰金）

非金銭報酬

2) 決定手続（委員会設置会社以外の場合）

株主総会決議（あるいは定款による定め）

趣旨 取締役：お手盛り防止 監査役：独立性の保証

① 確定金額（会社法 361 条 1 項 1 号）

② 非確定金額（会社法 361 条 1 項 2 号、2 項）

③ 非金銭報酬（会社法 361 条 1 項 3 号、2 項）

2、役員報酬の決定方法（会社法 361 条）（取締役を中心として）

1）総額枠方式による役員報酬の決定方法（確定金額）（会社法 361 条 1 項 1 号）

（1）株主総会決議（確定額の決議）

月額枠

年額枠

（2）取締役会決議（全取締役の報酬総額枠内のうち、いくらを使うか）

一任決議の可否

特別利害関係となるか

（3）分配方法（各取締役ごとにいくら支給するか）

（4）代表取締役への一任

2）業績連動報酬の決定方法（非確定金額）（会社法 361 条 1 項 2 号、2 項）

（1）額の「具体的な算定方法」の決議（会社法 361 条 1 項 2 号）

取締役の恣意によるお手盛りが生ずる危険がない程度であることが必要

（2）パラメーター（媒介変数）の客観性、代入される数値に取締役の恣意的な評価・操作が介在する余地のないこと

《略》

（3）算定の一義性

（4）相当とする理由の開示（会社法 361 条 2 項）

そのような定め方が合理的で、必要なのか

3）非金銭報酬の決定方法（会社法 361 条 1 項 3 号、2 項）

（1）「具体的な内容」を決議（会社法 361 条 1 項 3 号）

非金銭は、価値の評価が一義的でないため。

例：株式報酬、低額家賃での社宅の供与、退職年金の受給権の付与

（職務執行上の必要費用との区分）

（2）相当とする理由の開示（会社法 361 条 2 項）

3、各類型ごとの規律

1) 賞与

(1) 事前型（年額枠内での支給）

賞与分を俸給等と併せた報酬総額枠の枠内で確保する方法

例：役員報酬の総額枠の中で、固定俸給＋業績連動賞与、を支給するケース

- ・報酬枠が少ない場合は、総会での増額改定決議が必要

(2) 事後型（総会決議による支給）

毎年の定時株主総会で「賞与支給の件」として具体的支給額（総額）を決議する方法

旧商法下での利益処分案の一つとして扱ってきた方式に類似

2) ストック・オプション

(1) 決議すべき事項

① 報酬規制

- ・会社法 361 条 1 項 1 号（または 2 号） 確定額（または算定方法）
 - ・会社法 361 条 1 項 3 号 具体的な内容
- 《中略》

② 新株予約権

- ・発行規制（会社法 238 条、240 条）
 - ・割当て、行使（会社法 243 条、280 条）
- 《中略》

(2) 会計基準 ⇒ 資料①

- ・費用計上

3) 退職慰労金（弔慰金）

(1) 株主総会の決議方法

最高裁昭和 48 年 11 月 26 日判決 ⇒ 資料②-1

- ① 一定の支給基準（内規、慣行）の確立
- ② 株主への推知（公開性）
- ③ 総会決議が①にもとづき、その範囲内で一任するものであること

(2) 支給基準

- ① 功労加算の上限
- ② 減額限度

(3) 不祥事発覚と不支給、返還請求の可否

(4) 退職慰労金支給基準の備置（会社法施行規則 82 条 2 項ただし書、83 条、84 条）

- ・ 一定の基準
- ・ 各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置

(5) 退職慰労金制度の廃止と制度設計

打切り支給

(6) 執行役員

4) 使用人兼務取締役

(1) 総会決議の範囲

(2) 開示

使用人としての職務執行の対価は開示対象に含まれない(会社法施行規則 121 条 3 号、4 号)。

5) 監査役報酬等（会社法 387 条）

(1) 株主総会決議（定款）（会社法 387 条 1 項、3 項）

(2) 各監査役の報酬等 協議（会社法 387 条 2 項）

4、違法支給の法的効果

1) 違法支給

(1) 株主総会決議を経ない支給

- ① 法的効果
- ② 取締役の責任

(2) 事後的に決議がなされた場合

最高裁平成 17 年 2 月 15 日判決 ⇒ 資料②-2

2) 不当 (過大) 支給

過大支給と裁量

5、減額、不支給

1) 減額

(1) 本人の同意のない一方的減額の可否

① 取締役会決議による場合

② 株主総会決議による場合

③ 職務内容、役職の大幅変更に伴う減額

最高裁平成 4 年 12 月 18 日判決 ⇒ 資料②-3

2) 不支給

(1) 役員報酬請求権が発生している場合

(2) 具体的役員報酬請求権が発生していない場合

(3) 退職慰労金をめぐる判例 (不支給と取締役の責任)

《略》

6、委員会設置会社の場合

1) 報酬委員会の決定

① 報酬内容の決定に関する方針 (会社法 409 条)

② 取締役と執行役の各個人別の報酬内容を決定 (会社法 404 条 3 項)

使用人兼務執行役の使用人分も対象となる。

2) 開示

報酬方針の開示 (会社法施行規則 121 条 5 号)

第2、役員報酬の開示

1、会社法

1) 事業報告での開示

(1) 会社役員報酬等

(会社法施行規則 121 条 3 号、4 号、5 号。124 条 6 号、7 号、8 号)

・「会社役員」の定義

(会社法施行規則 119 条 2 号。なお、121 条 1 号かっこ内・124 条 1 号かっこ内対照)

(2) スtock・オプション (会社法施行規則 119 条 4 号、123 条)

2) 株主総会での説明等

(1) 株主総会参考書類

・役員報酬等に関する議案 (会社法施行規則 82 条～84 条の 2)

(2) 決議事項

① 報酬額改定

② 退職慰労金

③ 賞与

(3) 報告事項

個別開示の要請

《略》

2、金融商品取引法にもとづく開示

有価証券報告書による役員報酬の開示

(企業内容開示内閣府令、第二号様式・記載上の注意 (57) a (d))

⇒ 資料③-1、2

1) 内容

原則 各役員の内個別報酬(連結報酬等)の開示を有価証券報告書で行う。

ただし、各役員の内個別報酬の開示は、1億円以上である者に限ることができる。

- ① 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分)の総額等
- ② 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる。)
- ③ 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法。決定方針を定めていない場合はその旨を記載する。

2) 各社の対応 ⇒ 資料④、資料⑤-1~4、資料⑥-1~3

《略》

3、東証等(株主に発送する書類の東証への提出、及び公衆縦覧)

東証上場規程施行規則(第4章)420条(平成21年8月24日)

株主総会招集通知書、その添付書類

東証へ提出+公衆縦覧に同意

第3、その他

1、平成23年税制改正（案）退職所得課税について

1) 改正（案）の内容

- (1) 法人役員の退職慰労金に係る課税方法について、「役員等」としての勤続年数が5年以下の者に限り、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する方法（2分の1課税）を廃止する。 ⇒ 資料⑦-1、2
《中略》

- (2) 平成24年分以後の所得税について適用される。

2) 現行法の規定

所得税法30条2項（平成23年2月25日現在）

「(退職所得)

第三十条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

- 2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額とする。」

※平成23年度税制改正に関する法案「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成23年1月25日（火）に閣議決定され、国会に提出されている。

3) 改正の趣旨 ⇒ 資料⑦-3、4、5

- ・退職慰労金については、長期間にわたる給与をまとめて後払いするという性格から2分の1課税がとられているが、法人役員の在任期間が短い場合に2分の1課税とする合理性に乏しい。
- ・民間企業にける平均役員在任期間が7年程度である。
- ・退職金と同様に2分の1課税が採用されている譲渡所得については、「5年以下の短期譲渡所得」につき2分の1課税の適用がない。

以上

資料 一覧

省略